

利用者負担額（案）について

1 現行制度と1号認定利用者負担額(案)の比較

【 現 行 制 度 】						
※保育料は全国平均保育料(年額)÷国基準案上限 308,400円(25,700円×12か月)で算出						
階 層 区 分	第1子			第2子		
	就園奨励費補助	保護者負担軽減 事業費補助	補 助 後 保護者実質負担額	就園奨励費補助	保護者負担軽減 事業費補助	補 助 後 保護者実質負担額
	補助金額 (年額)	補助金額 (月額)	(月 額)	補助金額 (年額)	補助金額 (月額)	(月 額)
1 生活保護世帯	308,000円	11,400円	0円	308,000円	11,400円	0円
2 市民税非課税・所得割課税額非課税世帯	199,200円	11,400円	0円	253,000円	11,400円	0円
3 市民税所得割課税額が 34,500円 + (16歳未満扶養人数×21,300円) + (16歳以上19歳未満扶養人数×11,100円) 以下世帯	115,200円	9,700円	6,400円	211,000円	11,400円	0円
4 市民税所得割課税額が 171,600円 + (16歳未満扶養人数×19,800円) + (16歳以上19歳未満扶養人数×7,200円) 以下世帯	62,200円	8,700円	11,800円	185,000円	10,800円	0円
5-1 市民税所得割課税額が 216,700円 + (16歳未満扶養人数×19,800円) + (16歳以上19歳未満扶養人数×7,200円) 以下世帯	0円	7,600円	18,100円	154,000円	10,200円	2,700円
5-2 市民税所得割課税額が 216,701円 + (16歳未満扶養人数×19,800円) + (16歳以上19歳未満扶養人数×7,200円) 以上世帯		5,200円	20,500円		5,200円	7,700円



国基準（案）と西東京市の1号認定利用者負担額（案）

階 層 区 分	国基準(案) (月額)	市の利用者負担額(案) (月額)
1 生活保護世帯	0円	0円
2 市民税非課税・所得割課税額非課税世帯	9,100円	9,100円
3 市民税所得割課税額 77,100円以下世帯	16,100円	16,100円
4 市民税所得割課税額 211,200円以下世帯	20,500円	20,500円
5 市民税所得割課税額 211,201円以上世帯	25,700円	25,700円

※幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降は0円とする。（国基準と同様）

【 新 制 度 】						
※平成26年度現在と同程度の保護者負担軽減事業費補助金を交付する						
階 層 区 分	第1子			第2子		
	利用者負担額(案)	保護者負担軽減 事業費補助	補 助 後 保護者実質負担額	利用者負担額(案)	保護者負担軽減 事業費補助	補 助 後 保護者実質負担額
		補助金額 (月額)	(月 額)		補助金額 (月額)	(月 額)
1 生活保護世帯	0円	11,400円	0円	0円	11,400円	0円
2 市民税非課税・所得割課税額非課税世帯	9,100円	11,400円	0円	4,600円	11,400円	0円
3 市民税所得割課税額 77,100円以下世帯	16,100円	9,700円	6,400円	8,100円	11,400円	0円
4 市民税所得割課税額 211,200円以下世帯	20,500円	8,700円	11,800円	10,300円	10,800円	0円
5-1 市民税所得割課税額 256,300円以下世帯	25,700円	7,600円	18,100円	12,900円	10,200円	2,700円
5-2 市民税所得割課税額 256,301円以上世帯		5,200円	20,500円		5,200円	7,700円

※第2子利用者負担額（案）は100円未満四捨五入
※第3子は無料のため省略

2 現行制度と2号認定利用者負担額(案)との比較

(1) 現行制度の国基準・市基準

国基準			市基準				
階層区分	条件	徴収金基準額 3歳以上児 (月額)	階層区分	条件	徴収金基準額 3歳以上児 (月額)		
					第1子	第2子	
1	生活保護世帯	0	A	生活保護世帯	0	0	
2	所得税・市民税非課税世帯	6,000	B1	所得税・市民税非課税世帯(ひとり親家庭等に限る)	0	0	
			B2	所得税・市民税非課税世帯(ひとり親家庭等を除く)	1,400	700	
3	所得税非課税・市民税課税世帯	16,500	C1	所得割非課税・均等割のみ課税	4,000	2,000	
			C2	前年度市民税額が 右の区分に該当する世帯	所得割額5,000未満	5,000	2,500
			C3	所得割額5,000以上	6,000	3,000	
4	40,000未満	27,000	D1	所得税課税世帯 所得税額が右の区 分に該当する世帯	1,700未満	7,500	3,800
			D2		8,400未満	9,000	4,500
			D3		16,700未満	11,000	5,500
			D4		33,400未満	13,000	6,500
			D5		50,100未満	15,000	7,500
5	103,000未満	41,500	D6		83,400未満	17,000	8,500
			D7		135,900未満	18,500	9,300
6	413,000未満	58,000	D8		239,200未満	20,000	10,000
			D9		347,000未満	21,000	10,500
7	734,000未満	77,000	D10		458,100未満	22,000	11,000
			D11		591,400未満	23,000	11,500
8	734,000以上	101,000	D12		591,400以上	24,000	12,000

※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とする。

(2) 国基準階層区分の変更

階層区分・条件		推定年収	階層区分・条件	
第1階層	生活保護世帯	—	第1階層	生活保護世帯
第2階層	所得税、市民税ともに非課税世帯	~2,600,000円	第2階層	市民税非課税世帯
第3階層	所得税非課税で市民税課税世帯	~3,300,000円	第3階層	市民税所得割額 48,600円未満
第4階層	所得税額 40,000円未満	~4,700,000円	第4階層	市民税所得割額 97,000円未満
第5階層	所得税額 103,000円未満	~6,400,000円	第5階層	市民税所得割額 169,000円未満
第6階層	所得税額 413,000円未満	~9,300,000円	第6階層	市民税所得割額 301,000円未満
第7階層	所得税額 734,000円未満	~11,300,000円	第7階層	市民税所得割額 397,000円未満
第8階層	所得税額 734,000円以上	11,300,000円~	第8階層	市民税所得割額 397,000円以上

※ 「推定年収」は保護者2人(保護者のうち1人は控除対象配偶者として所得税が非課税となる程度の収入を想定)と子ども2人の世帯の場合の目安(廃止前の年少扶養控除を反映した額)。

(3) 2号認定利用者負担額の国基準・市基準(案)

国基準				市基準 (案)					
階層区分	市民税所得割額	2号認定利用者負担額 (月額)		階層区分	市民税所得割額	2号認定利用者負担額 (月額)			
		保育標準時間	保育短時間			保育標準時間		保育短時間	
						第1子	第2子	第1子	第2子
1	生活保護世帯	0	0	A	生活保護世帯	0	0	0	0
2	非課税世帯	6,000	6,000	B1	非課税(ひとり親家庭等に限る)	0	0	0	0
				B2	非課税(ひとり親家庭等を除く)	1,400	700	1,400	700
3	48,600未満	16,500	16,300	C1	所得割非課税・均等割課税	4,000	2,000	3,900	2,000
				C2	46,700未満	5,000	2,500	4,900	2,500
				C3	48,600未満	6,000	3,000	5,900	3,000
4	97,000未満	27,000	26,600	D1	50,700未満	7,500	3,800	7,400	3,700
				D2	58,700未満	9,000	4,500	8,800	4,400
				D3	68,700未満	11,000	5,500	10,800	5,400
				D4	88,700未満	13,000	6,500	12,800	6,400
				D5	108,800未満	15,000	7,500	14,700	7,400
5	169,000未満	41,500	40,900	D6	150,200未満	17,000	8,500	16,700	8,400
				D7	190,200未満	18,500	9,300	18,200	9,100
6	301,000未満	58,000	57,100	D8	250,200未満	20,000	10,000	19,700	9,900
				D9	282,500未満	21,000	10,500	20,600	10,300
7	397,000未満	77,000	75,800	D10	315,800未満	22,000	11,000	21,600	10,800
				D11	355,800未満	23,000	11,500	22,600	11,300
8	397,000以上	101,000	99,400	D12	355,800以上	24,000	12,000	23,600	11,800

※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とする。

※ 市基準(案)については、国基準の考え方にに基づき、保育短時間認定に係る利用者負担額について、保育標準時間認定の利用者負担額の98.3%の水準とする。(100円未満四捨五入)

3 現行制度と3号認定利用者負担額(案)との比較

(1) 現行制度の国基準・市基準

国基準				市基準			
階層区分	条件	徴収金基準額 3歳未満児 (月額)	階層区分	条件	徴収金基準額 3歳未満児 (月額)		
					第1子	第2子	
1	生活保護世帯	0	A	生活保護世帯	0	0	
2	所得税・市民税非課税世帯	9,000	B1	所得税・市民税非課税世帯(ひとり親家庭等に限る)	0	0	
			B2	所得税・市民税非課税世帯(ひとり親家庭等を除く)	2,100	1,100	
3	所得税非課税・市民税課税世帯	19,500	C1	所得税非課税・前年度市民税額が右の区分に該当する世帯	所得割非課税・均等割のみ課税	5,000	2,500
			C2		所得割額5,000未満	6,000	3,000
			C3		所得割額5,000以上	7,000	3,500
4	40,000未満	30,000	D1	所得税課税世帯 所得税額が右の区分に該当する世帯	1,700未満	9,000	4,500
			D2		8,400未満	11,500	5,800
			D3		16,700未満	14,500	7,300
			D4		33,400未満	17,500	8,800
			D5		50,100未満	21,000	10,500
5	103,000未満	44,500	D6		83,400未満	24,500	12,300
			D7		135,900未満	28,000	14,000
6	413,000未満	61,000	D8		239,200未満	31,500	15,800
			D9		347,000未満	35,500	17,800
7	734,000未満	80,000	D10		458,100未満	39,500	19,800
			D11		591,400未満	43,000	21,500
8	734,000以上	104,000	D12		591,400以上	46,000	23,000

※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とする。

(2) 国基準階層区分の変更

階層区分・条件	推定年収	階層区分・条件
第1階層 生活保護世帯	—	第1階層 生活保護世帯
第2階層 所得税、市民税ともに非課税世帯	~2,600,000円	第2階層 市民税非課税世帯
第3階層 所得税非課税で市民税課税世帯	~3,300,000円	第3階層 市民税所得割額 48,600円未満
第4階層 所得税額 40,000円未満	~4,700,000円	第4階層 市民税所得割額 97,000円未満
第5階層 所得税額 103,000円未満	~6,400,000円	第5階層 市民税所得割額 169,000円未満
第6階層 所得税額 413,000円未満	~9,300,000円	第6階層 市民税所得割額 301,000円未満
第7階層 所得税額 734,000円未満	~11,300,000円	第7階層 市民税所得割額 397,000円未満
第8階層 所得税額 734,000円以上	11,300,000円~	第8階層 市民税所得割額 397,000円以上

※ 「推定年収」は保護者2人(保護者のうち1人は控除対象配偶者として所得税が非課税となる程度の収入を想定)と子ども2人の世帯の場合の目安(廃止前の年少扶養控除を反映した額)。

(3) 3号認定利用者負担額の国基準・市基準(案)

国基準				市基準(案)					
階層区分	市民税所得割額	3号認定利用者負担額 (月額)		階層区分	市民税所得割額	3号認定利用者負担額 (月額)			
		保育標準時間	保育短時間			保育標準時間		保育短時間	
						第1子	第2子	第1子	第2子
1	生活保護世帯	0	0	A	生活保護世帯	0	0	0	0
2	非課税世帯	9,000	9,000	B1	非課税(ひとり親家庭等に限る)	0	0	0	0
				B2	非課税(ひとり親家庭等を除く)	2,100	1,100	2,100	1,100
3	48,600未満	19,500	19,300	C1	所得割非課税・均等割課税	5,000	2,500	4,900	2,500
				C2	46,700未満	6,000	3,000	5,900	3,000
				C3	48,600未満	7,000	3,500	6,900	3,500
4	97,000未満	30,000	29,600	D1	50,700未満	9,000	4,500	8,800	4,400
				D2	58,700未満	11,500	5,800	11,300	5,700
				D3	68,700未満	14,500	7,300	14,300	7,200
				D4	88,700未満	17,500	8,800	17,200	8,600
				D5	108,800未満	21,000	10,500	20,600	10,300
5	169,000未満	44,500	43,900	D6	150,200未満	24,500	12,300	24,100	12,100
				D7	190,200未満	28,000	14,000	27,500	13,800
6	301,000未満	61,000	60,100	D8	250,200未満	31,500	15,800	31,000	15,500
				D9	282,500未満	35,500	17,800	34,900	17,500
				D10	315,800未満	39,500	19,800	38,800	19,400
7	397,000未満	80,000	78,800	D11	355,800未満	43,000	21,500	42,300	21,200
				D12	355,800以上	46,000	23,000	45,200	22,600
8	397,000以上	104,000	102,400						

※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とする。
 ※ 市基準(案)については、国基準の考え方に基づき、保育短時間認定に係る利用者負担額について、保育標準時間認定の利用者負担額の98.3%の水準とする。(100円未満四捨五入)